

## 大竹港利用促進事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 大竹港振興協会（以下「協会」という。）は、大竹港の利用促進を図るため、広島県と大竹市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約に基づく委託事務に資する事業として、大竹港を利用して輸出され、又は輸入されるコンテナ貨物を一定量以上増加させた事業者に対して、その実績に応じて支援金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(対象期間)

第2条 大竹港利用促進事業支援金（以下「支援金」という。）の対象となる期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(支援金の対象者)

第3条 支援金の対象となる者は、前条に規定する期間中に、県外港から大竹港に転換もしくは新規に大竹港を利用する者で、県外港から大竹港に転換もしくは新規に大竹港を利用する輸出又は輸入するコンテナ貨物（以下「支援対象コンテナ貨物」という。）が10TEU以上の者とする。

(支援金の交付)

第4条 支援金は、予算の範囲内で行うものとする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、支援対象コンテナ貨物1TEUあたり5千円とする。ただし、1事業者に対する支援金は、1,000千円を上限とする。

(事業計画の承認申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、事前に大竹港利用促進事業計画承認申請書（別記様式1。以下「承認申請書」という。）に誓約書（別記様式1の別紙）及び必要書類を添付して大竹港振興協会会長（以下「会長」という。）に提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認申請書を提出した者（以下「承認申請者」という。）は、承認申請書に変更が生じたときは、会長が別に定める期間内に大竹港利用促進事業計画変更承認申請書（別記様式2。以下「変更承認申請書」という。）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

3 承認申請書に記載し、若しくは変更承認申請書に記載した事業計画（以下「事業計画」という。）を中止し、若しくは廃止する場合又は事業計画が第2条に規定する期間内に完了しない場合は、速やかに会長に報告し、指示を受けなければならない。

4 会長は、必要に応じて事業計画に係る聴取又は資料の提出を承認申請者に求めることができる。

(事業計画の承認)

第7条 会長は、前条第1項又は第2項の規定により承認を求められた場合は、書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、適正な事業計画であると認めたときは、事業計画を承認し、支援金に係る事業計画の承認通知書（別記様式3。以下「承認

通知書」という。)により、承認申請者に通知するものとする。

- 2 会長は、事業計画を承認しないときは、支援金に係る事業計画の不承認通知書（別記様式4）により承認申請者に通知するものとする。
- 3 会長は、承認通知書を通知した後に事業計画の承認を取り消すことを決定したときは、支援金に係る事業計画の承認取消通知書（別記様式5）により、承認申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第8条 前条第1項の規定により事業計画の承認を受けた者（以下「被承認者」という。）は、事業の遂行の状況に関し、会長から報告を求められたときは、任意の様式により報告しなければならない。

- 2 被承認者は、承認申請書に記載した所在地、名称又は代表者職・氏名等に変更が生じた場合は、変更となった内容を証明できる書類を会長に提出しなければならない。

（支援金の交付の申請）

第9条 被承認者は、会長が別に定める期間中に大竹港利用促進事業実績報告書兼支援金交付申請書（別記様式6。以下「交付申請書」という。）に必要書類を添付し、会長に支援金の交付を申請することができる。

- 2 会長は、事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の交付申請書及び必要書類に記載すべき事項の一部又は添付書類の提出を省略させることがある。

（支援金の額及び交付の決定）

第10条 会長は、前条第1項の規定による支援金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容等を審査し、必要に応じて現地調査等を実施する。

- 2 会長は、支援金の額及び交付の決定をしたときは、速やかに大竹港利用促進事業支援金交付決定通知書（別記様式7。以下「決定通知書」という。）により、当該申請を行った者（以下「交付申請者」という。）に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知に際して、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、所要の条件を付すものとする。
- 4 会長は、支援金の申請額の合計が予算額の範囲を超える場合は、原則、支援対象コンテナ貨物が多い順に支援金の交付の決定を行うものとする。
- 5 会長は、支援金を交付しないことを決定したときは、その旨の理由を付して、大竹港利用促進事業支援金不交付決定通知書（別記様式8）により、交付申請者に通知するものとする。

（支援金の請求及び支払）

第11条 決定通知書を受けた者（以下「被交付決定者」という。）は、速やかに当該決定通知書の内容を確認の上、大竹港利用促進事業支援金請求書（別記様式9。以下「請求書」という。）により、会長に請求することができる。

- 2 会長は、前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に、当該請求書に記載された口座に支援金を振り込むものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 会長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により支援金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

(支援金の返還)

第13条 会長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還の期限は、返還の通知を発した日から起算して30日を超えない範囲で定めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第14条 被交付決定者は、前条第1項の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、当該支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額とし、当該支援金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に返還しなければならない。

2 被交付決定者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納入しなかつたときは、納期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未納額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を協会に返還しなければならない。

3 前項の場合において、当該返還を命ぜられた支援金の未納額の一部が納入されたときは、当該納入の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納入額は、その納入金額を控除した額によるものとする。

4 会長は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該被交付決定者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(関係書類、帳簿等の整備、保管、立会検査)

第15条 被交付決定者は、支援金に関する書類、帳簿等を備え、会長が支援金の交付を決定した年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

2 会長は、被交付決定者に対して前項に規定する期間内に、支援金に関する書類、帳簿等についての立会検査を求めることができる。

3 被交付決定者は、前項に規定する立会検査を会長から求められた場合は、立会検査が滞りなく遂行できるよう、立会検査の場所の確保や支援金に関する書類・帳簿等を整理する等、適切な対応に努めなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月11日から施行する。

大竹港振興協会  
会長 様

【承認申請者】

所在地  
名称  
代表者職・氏名

印

大竹港利用促進事業計画承認申請書

大竹港利用促進事業支援金を受けたいので、大竹港利用促進事業支援金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 支援金申請予定額 \_\_\_\_\_ 円 (※ 1 TEU×5,000 円・上限：100 万円)
- 2 事業計画 (支援対象コンテナ貨物の取扱数量)

【増加見込み】	新規分		県外港からの転換分	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
主な品目 (支援対象コンテナ貨物の内容)				
大竹港利用分 (単位：TEU)				

3 連絡先

担当部署		担当者名	
電話番号		FAX 番号	
E-mail アドレス			

(添付書類) ※添付した資料の□に☑をしてください。

事業計画内訳書 (別記様式 1 の別紙 1)



別記様式1の別紙2（第6条関係）

## 誓 約 書

年 月 日

大竹港振興協会  
会長 様

所 在 地  
名 称  
代表者職・氏名 印

大竹港利用促進事業支援金に係る手続を行うに当たり、次の事項を順守することを誓約します。

- 承認申請者及び承認申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しません。  
また、貴職において必要がある場合には、広島県警察本部に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類の請求があったときは、当該請求に従います。
- 承認申請書又は変更承認申請書の支援対象コンテナ貨物の取扱数量を、過大に記載しません。また、貴職において必要がある場合には、他の関係機関に承認申請書又は変更承認申請書の内容について照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類の請求があったときは、当該請求に従います。
- 交付申請書のコンテナ貨物取扱数量に、偽りを記載しません。また、貴職において必要がある場合には、他の関係機関に交付申請書の内容について照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類の請求があったときは、当該請求に従います。
- この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、支援金交付決定の取消等その他の不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

別記様式2（第6条関係）

年 月 日

大竹港振興協会  
会長 様

【承認申請者】

所在地  
名称  
代表者職・氏名

印

大竹港利用促進事業計画変更承認申請書

大竹港利用促進事業支援金の事業計画の変更の承認を受けたいので、大竹港利用促進事業支援金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更理由

3 変更交付申請予定額 \_\_\_\_\_ 円

4 変更後の事業計画（支援対象コンテナ貨物の取扱数量）

【増加見込み】	新規分		県外港からの転換分	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
主な品目 (支援対象コンテナ貨物の内容)				
大竹港利用分 (単位：TEU)				

※ 別記様式1の別紙1の事業計画内訳書に変更後を記載し添付すること。

別記様式3（第7条関係）

年 月 日

様

大竹港振興協会  
会長

大竹港利用促進事業支援金に係る事業計画の承認通知書

年 月 日付けをもって申請のあった事業計画については、大竹港利用促進事業支援金交付要綱第7条第1項の規定により承認する。

別記様式 4（第 7 条関係）

年 月 日

様

大竹港振興協会  
会長

大竹港利用促進事業支援金に係る事業計画の不承認通知書

年 月 日付けをもって申請のあった事業計画については、次の理由により大竹港利用促進事業支援金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により承認しない。

【承認しない理由】

別記様式 5（第 7 条関係）

年 月 日

様

大竹港振興協会  
会長

大竹港利用促進事業支援金に係る事業計画の承認取消通知書

年 月 日付けで承認した事業計画については、次の理由により大竹港利  
用促進事業支援金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により承認を取り消します。

【取消理由】

大竹港振興協会  
 会長 様

【交付申請者】

所在地  
 名称  
 代表者職・氏名

印

大竹港利用促進事業実績報告書兼支援金交付申請書

大竹港利用促進事業支援金を受けたいので、大竹港利用促進事業支援金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、必要書類を添えて次のとおり申請します。

1 支援金申請額 \_\_\_\_\_ 円 (※ 1 TEU × 5,000 円・上限 : 100 万円)

2 事業実績 (支援対象コンテナ貨物の取扱数量)

【増加見込み】	新規分		県外港からの転換分	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
主な品目 (支援対象コンテナ貨物の内容)				
大竹港利用分 (単位 : TEU)				

3 連絡先

担当部署		担当者名	
電話番号		F A X 番号	
E-mail アドレス			

(添付書類) ※添付した資料の□に☑をしてください。

事業実績内訳書 (別記様式 6 の別紙 1)

支援対象コンテナ貨物の取扱実績を証するもの (船荷証券の写し等)

大竹港振興協会  
会長 様

【連名先企業】

所在地  
名称  
代表者職・氏名 印

【交付申請者】

所在地  
名称  
代表者職・氏名 印

大竹港利用促進事業実績報告書兼支援金交付申請書

大竹港利用促進事業支援金を受けたいので、大竹港利用促進事業支援金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、必要書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 支援金申請額 \_\_\_\_\_ 円 (※ 1 TEU×5,000 円・上限：100 万円)
- 2 事業実績 (支援対象コンテナ貨物の取扱数量)

【増加見込み】	新規分		県外港からの転換分	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
主な品目 (支援対象コンテナ貨物の内容)				
大竹港利用分 (単位：TEU)				

3 連絡先

担当部署		担当者名	
電話番号		FAX 番号	
E-mail アドレス			

(添付書類) ※添付した資料の□に☑をしてください。

- 別紙 1 の事業実績内訳書 (別記様式 6 の別紙 1)
- 支援対象コンテナ貨物の取扱実績を証するもの (船荷証券の写し等)
- 別紙 2 の実荷主確認書 (別記様式 6 の別紙 2)

※実荷主確認書は、船荷証券等で実荷主かどうか判断できない場合に必要となります。





大竹港振興協会  
会長 様

【事業者】

所在地  
名称  
代表者 職・氏名

印

実荷主確認書

下記の事業者は、大竹港のコンテナ航路の利用を実質的に決定しており、大竹港利用促進事業支援金交付要綱第 3 条に規定する支援金の対象者であることを認めます。

記

1 事業者 (実荷主)

所在地：  
名称：  
代表者 職・氏名：

2 対象貨物 ※スペースが足りない場合は、複数枚に分けてご記入ください。

荷受地 (Place Of Receipt) / 積港 (Port Of loading)	主な品目 (支援対象コンテナ貨物 の内容)	輸出・輸入先 ※相手方	コンテナ 取扱実績 (TEU)

以上

大竹港利用促進事業支援金交付決定通知書

【交付申請者】

所在地

名 称

代表者

様

年 月 日付で申請のあった大竹港利用促進事業支援金については、次のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

年 月 日

大竹港振興協会 会長

1 交付決定額 金 円

2 そ の 他

別記様式8（第10条関係）

年 月 日

様

大竹港振興協会  
会長

大竹港利用促進事業支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大竹港利用促進事業支援金については、次のとおり交付しないことを決定しましたので、通知します。

【交付しない理由】

大竹港振興協会  
会長 様

【被交付決定者】

所在地  
名称  
代表者職・氏名

印

大竹港利用促進事業支援金請求書

大竹港利用促進事業支援金について、大竹港利用促進事業支援金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額合計 \_\_\_\_\_ 円

2 支援金振込先金融機関

金融機関名	
本支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	